

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【会社名】	株式会社富士通ビジネスシステム
【英訳名】	FUJITSU BUSINESS SYSTEMS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 鈴木 國明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽一丁目7番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長鈴木國明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長鈴木國明は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から検証し、以下の範囲を対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮した結果、連結子会社が当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響は僅少と判断して評価対象から除外、当社1社を評価の対象事業拠点といたしました。

評価においては、評価対象となる内部統制を抽出し、当該内部統制の整備及び運用状況を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果をふまえ、連結売上高を指標にその構成比を検証した結果、当社単体で2/3に達していたことから、当社1社を評価の対象事業拠点といたしました。また、事業目的に大きく関わる勘定科目を「売上高」「売掛金」「たな卸資産」とし、それらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象にするとともに、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては個別に評価の対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクとそれを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を選定し、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役会長兼社長鈴木國明は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。